令和６年11月市議会　環境経済委員会資料

第116号議案　令和６年度長崎市一般会計補正予算（第７号）

目　次

	（予算説明書頁）	（資料頁）
［２款　総務費］		
２・１・23　諸費		
１　国・県支出金等返還金		
１　総務管理費返還金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26～27	2～5
［７款　商工費］		
７・１・４　観光費		
≪債務負担行為補正≫		
旧香港上海銀行長崎支店記念館指定管理・・・・・・・・・・・	46～47	6～8
[10款　教育費]		
10・６・３　文化財保護費		
１　【補助】文化財保存整備事業費		
１　国指定重要文化財旧オルト住宅・・・・・・・・・・・・・	32～35	9～10
≪継続費補正≫		
文化財保存整備事業		
国指定重要文化財旧オルト住宅・・・・・・・・・・・・・・・	36～37	11～17

文化観光部
令和６年11月

予算説明書					事　業　名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
26～27	2 総務費	1 総務管理費	23 諸費	1 - 1	総務管理費返還金	千円 101

1　概　要

令和5年度分として交付を受けた国庫支出金（デジタル田園都市国家構想交付金）について、国へ行った実績報告の金額に誤りがあり、交付金を過大に受けていたことから、国への返還金を計上するもの。

2　事業内容

（1）返還金　　100,350円
（2）交付金名称　　デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）（以下、「交付金」という。）（補助率1/2）
（3）事業実施年度　令和5年度
（4）対象事業　　長崎さるく推進費（ながさき平和・歴史ガイド事業）
（5）対象事業概要　長崎市に修学旅行で訪れる児童・生徒を対象に、被爆遺構や平和関連施設がある平和エリアや、グラバー園、出島、新地中華街などの歴史・文化エリアをガイドが案内する。

（6）事業費内訳

【単位：円】

項目		金額（誤）①	金額（正）②	差額（②－①）
ア　歳出（事業費）	旅行会社への謝礼金	1,439,340	1,463,240	23,900
	ガイドへの謝礼金	8,764,000	8,764,000	0
	管理運営業務委託	16,789,776	16,789,776	0
	小　計	26,993,116	27,017,016	23,900
イ　歳入	参加料	15,603,100	15,827,700	224,600
ウ　交付対象事業費	（アーイ）	11,390,016	11,189,316	▲200,700
エ　交付額	（ウ ×補助率1/2）	5,695,008	5,594,658	返還額 ▲100,350

歳出（事業費）から歳入を差し引いた額が交付対象事業費であり、その1/2が交付額となるが、旅行会社への謝礼金と参加料について、誤った金額を報告していた。

３　交付金確定の流れ

時期	項目	内容
令和5年3月30日	交付金の申請	（市→国）交付決定申請書の提出
令和5年4月1日	交付の決定	（国→市）交付決定の通知
令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	事業実施	ながさき平和・歴史ガイド事業の実施
令和6年4月5日	実績報告	（市→国）交付金実績の報告
令和6年4月12日	交付金額の確定	（国→市）交付額確定の通知
令和6年4月12日～ 令和6年5月30日	交付金額誤りの判明	旅行会社からの実績報告の漏れ等があり、国への交付金の実績報告の金額に誤りがあることが判明した。管理データを精査した結果、交付金の返還金が発生することとなった。

４　原因及び再発防止策

（1）原因

ア　適切なデータ把握・管理ができなかった。

（事例）天候不順に伴う当日キャンセル、体調不良による児童・生徒の参加人数の急遽変更　など

イ　旅行会社等からの実績報告の締切を利用月の翌月末としていたことで、実績の確定処理が遅延した。

（2）再発防止策

ア　旅行会社だけでなく、DMOのデータと突合し、当日キャンセル案件等を正確に把握することで、誤計上や計上漏れ等を防止し、適切なデータ管理をできるようにした。

イ　旅行会社等からの実績報告の締切を翌月末から当月末に変更することで、迅速に実績の確定処理をできるようにした。

５　財源内訳

事　業　費	財　源　内　訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 101	千円 －	千円 －	千円 －	千円 －	千円 101

６　返還事案に係る事務フロー

【長崎市の事務】 旅行会社等への参加料請求（歳入）と、修学旅行誘致に係る謝礼金支払（歳出）
デジタル田園都市国家構想交付金の申請及び実績報告
【ＤＭＯの事務】 旅行会社等からの申込受付やガイド手配等運営に係る事務

≪事務フロー図≫

●事務改善箇所

赤字　及び ⇔

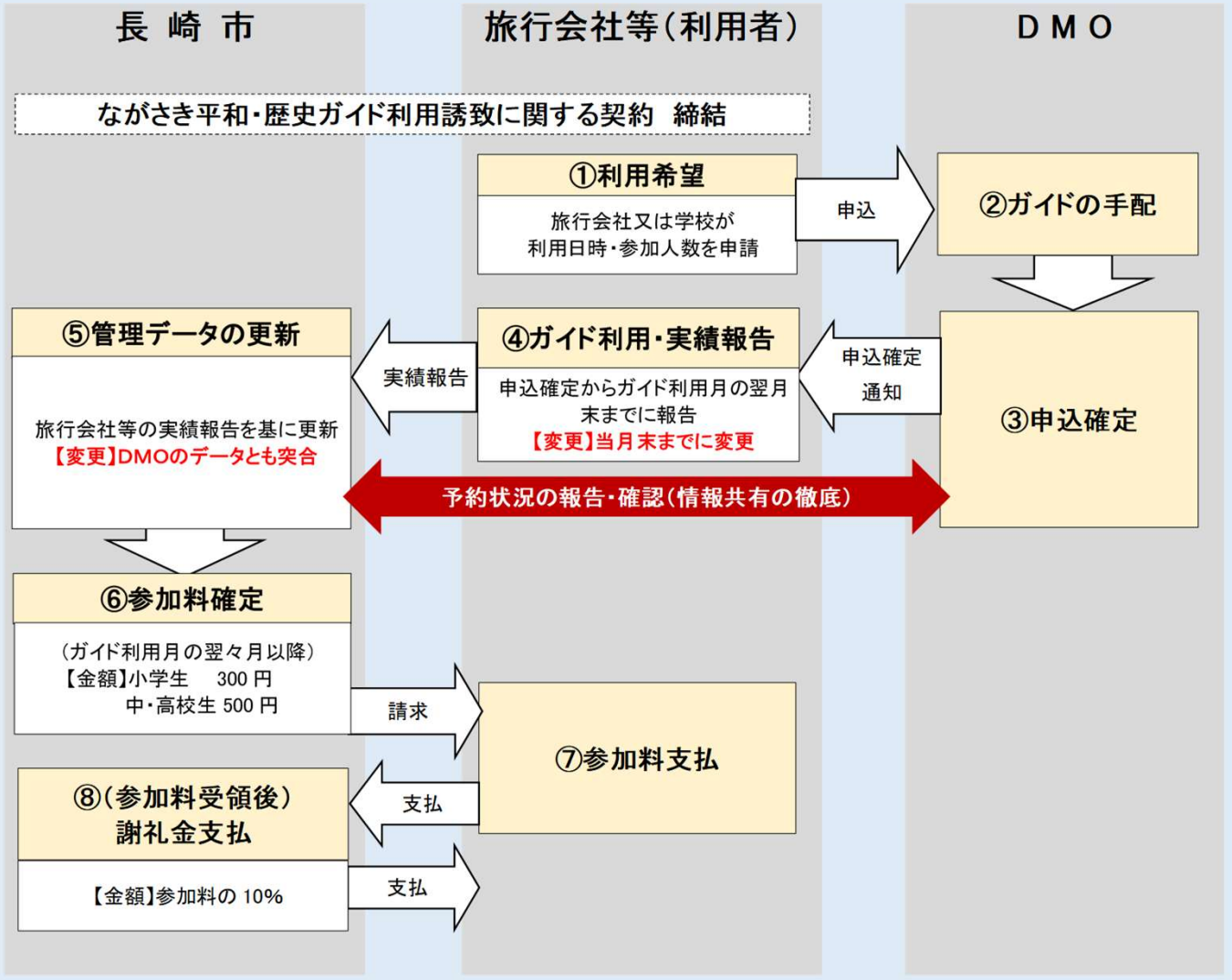

債務負担行為補正		期　　間	限度額 （設定額）
ページ	事　　項		
46～47	旧香港上海銀行長崎支店記念館指定管理	令和７年度から 令和９年度まで	千円 27,375

１　債務負担行為の目的

旧香港上海銀行長崎支店記念館の管理において、令和７年度から令和９年度にかけて、株式会社乃村工藝社を指定管理者として指定するにあたり、３年間の指定に係る事業費について、債務負担行為の設定を行うもの。

２　債務負担行為限度額の内訳

（１）限度額の年度内訳

令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
千円 8,809	千円 9,086	千円 9,480	千円 27,375

２ 債務負担行為限度額の内訳

（２）限度額の積算内訳

【単位：千円】

事項名	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
収入				
利用料金収入	1,140	1,210	1,210	3,560
①小計	1,140	1,210	1,210	3,560
支出				
人件費	6,302	6,670	7,064	20,036
需用費（光熱水費、消耗品費ほか）	1,061	1,090	1,090	3,241
修繕費	240	240	240	720
役務費（通信運搬費、広告料ほか）	248	198	198	644
委託料	1,858	1,858	1,858	5,574
使用料・賃借料	196	196	196	588
その他（一般管理費、手数料ほか）	44	44	44	132
②小計	9,949	10,296	10,690	30,935
指定管理委託料（②－①）	8,809	9,086	9,480	27,375

３　財源内訳

年度	事　業　費	財　源　内　訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
令和７年度	千円 8,809	千円 －	千円 －	千円 －	千円 4,061	千円 4,748
令和８年度	千円 9,086	千円 －	千円 －	千円 －	千円 4,184	千円 4,902
令和９年度	千円 9,480	千円 －	千円 －	千円 －	千円 4,360	千円 5,120
合　計	千円 27,375	千円 －	千円 －	千円 －	千円 12,605	千円 14,770

※　旧香港上海銀行長崎支店記念館運営費負担金（県負担金）

予算説明書					事　業　名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
32～35	10 教育費	6 社会教育費	3 文化財保護費	1 - 1	【補助】文化財保存整備事業費 国指定重要文化財旧オルト住宅	千円 ▲103,800

1　事業概要

国指定重要文化財旧オルト住宅について、適切な保存を図り、施設利用者の安全を確保するため、耐震補強工事を含む保存修理工事を実施する。本事業では継続費を設定しているが、仕上材等の解体後に調査を行った結果、想定していなかった劣化が見られたこと等により、計画していた工事を年度内に施工できなくなったことと、あわせて事業費の総額を増額し年割額及び事業期間の変更を行うことに伴い令和6年度の減額補正を行うもの。

2　スケジュール

３ 財源内訳

区分	事 業 費	財 源 内 訳				
		国庫支出金※1	県支出金※2	地方債※3	その他	一般財源
補正前の額	千円 241，400	千円 119，900	千円 12，000	千円 107，900	千円 －	千円 1，600
補正額	千円 ▲103，800	千円 ▲51，900	千円 ▲5，200	千円 ▲46，700	千円 －	千円 －
補正後の額	千円 137，600	千円 68，000	千円 6，800	千円 61，200	千円 －	千円 1，600

※1　国宝重要文化財等保存整備事業費補助金　補助率：1/2
※2　指定文化財保存整備事業費補助金　補助率：国費を除く市の真水負担の2/5
※3　一般補助施設整備等事業債　充当率：90%（交付税措置率30%）

継　　続　　費		期　　間	補正額
ページ	事　　項		
36～37	文化財保存整備事業 国指定重要文化財旧オルト住宅	令和４年度から 令和８年度まで	千円 106,700

１　事業目的

国指定重要文化財旧オルト住宅について、適切な保存を図り、施設利用者の安全を確保するため、耐震補強工事を含む保存修理工事を実施する。

２　事業計画

〈建物〉

主　屋　　木及び石造平屋建　桟瓦葺
　　建築面積　504.1㎡

付属屋　　煉瓦造平屋建　桟瓦葺
　　建築面積　108.1㎡

倉　庫　　煉瓦造平屋建　桟瓦葺
　　建築面積　12.5㎡

〈事業期間〉

変更前：令和4年度～令和7年度

変更後：令和4年度～令和8年度（1ヶ年度延長）

３　今回の内容

今回の補正予算は、仕上材等の解体及び足場設置後に劣化状況を再度、調査を行ったところ外部の漆喰が著しく劣化していることや、主屋床下の浸水による不具合、木材腐食部の増加、石壁の剥落の危険性、煙突煉瓦の劣化による耐震補強工事の追加等の理由により、工事費が増となり、工事の期間も延長することから継続費の補正を行うもの。

4　スケジュール

5　補正内容

（1）事業費

単位：円

区分	補正前	補正額	**補正後**
工事費	547,599,800	115,491,200	**663,091,000**
設計監理費	51,854,000	▲8,873,700	**42,980,300**
その他	546,200	82,500	**628,700**
総額	600,000,000	106,700,000	**706,700,000**

・・・9　増額の内容の表参照

（2）増額などの内容

建築工事（左官工事、石工事、内装工事、建具工事等）、電気工事等の増額により、115,491,200円の増。
設計監理費については、当初、解体調査費を予算を計上していたが昭和54年に実施した修理の報告書があることや文化庁との協議の結果、必要ないと判断し、調査費及び印刷製本費などの変更により、8,873,700円の減額となった。

6 事業費内訳

補正前

単位：円

年　度	年割額	内訳		
		工事費	設計監理費	その他
令和4年度	10,700,000	6,402,000	4,169,000	129,000
令和5年度	205,600,000	185,559,000	19,800,000	241,000
令和6年度	239,800,000	224,202,000	15,510,000	88,000
令和7年度	143,900,000	131,436,800	12,375,000	88,200
総　額	600,000,000	547,599,800	51,854,000	546,200

補正後

単位：円

年　度	年割額	内訳		
		工事費	設計監理費	その他
令和4年度	10,700,000	6,402,000	4,169,000	129,000
令和5年度	205,600,000	185,559,000	19,800,000	241,000
令和6年度	136,000,000	129,052,000	6,779,300	168,700
令和7年度	170,000,000	166,537,800	3,417,700	44,500
令和8年度	184,400,000	175,540,200	8,814,300	45,500
総　額	706,700,000	663,091,000	42,980,300	628,700

7 財源内訳

単位：千円

区分	年　度	事業費	財源内訳			
			国庫支出金※1	県支出金※2	地方債※3	一般財源
補正前の額	令和4年度	10,700	5,350	2,140	2,800	410
	令和5年度	205,600	102,800	10,300	92,500	－
	令和6年度	239,800	119,900	12,000	107,900	－
	令和7年度	143,900	71,950	7,250	64,700	－
総　額		600,000	300,000	31,690	267,900	410

7　財源内訳

単位：千円

区分	年　度	事業費	財源内訳			
			国庫支出金※1	県支出金※2	地方債※3	一般財源
補正額	令和4年度	－	－	－	－	－
	令和5年度	－	－	－	－	－
	令和6年度	▲103,800	▲51,900	▲5,200	▲46,700	－
	令和7年度	26,100	13,050	1,350	11,700	－
	令和8年度	184,400	92,200	9,300	82,900	－
総　額		106,700	53,350	5,450	47,900	－

単位：千円

区分	年　度	事業費	財源内訳			
			国庫支出金※1	県支出金※2	地方債※3	一般財源
補正後の額	令和4年度	10,700	5,350	2,140	2,800	410
	令和5年度	205,600	102,800	10,300	92,500	－
	令和6年度	136,000	68,000	6,800	61,200	－
	令和7年度	170,000	85,000	8,600	76,400	－
	令和8年度	184,400	92,200	9,300	82,900	－
総　額		706,700	353,350	37,140	315,800	410

※1　国宝重要文化財等保存整備事業費補助金　補助率：1/2
※2　指定文化財保存整備事業費補助金　補助率：国費を除く市の真水負担の2/5
※3　一般補助施設整備等事業債　充当率：90％（交付税措置率30％）

8　工事概要

工事名称：重要文化財旧オルト住宅
　　主屋ほか２棟保存修理工事
設計監理：（公財）文化財建造物保存技術協会
工事受注者：日東・武藤特定建設工事共同企業体
修理方針：
　【主　屋】屋根葺替・部分修理及び耐震補強工事
　【付属屋】屋根葺替・部分修理及び耐震補強工事
　【倉　庫】屋根葺替・部分改修
工期：令和４年12月９日から令和７年11月28日まで
概要：昭和52年に実施された保存修理工事から45年が経過し建物各所で経年劣化が進行していた。また、令和元～２年度に実施した耐震診断事業により主屋及び付属屋には耐震補強の必要性が指摘されたため、本工事では破損箇所の修理及び耐震補強を行う。
　修理は経年劣化した屋根の葺替え及び劣化した石材の補修、腐朽した木部の補修、壁の塗替え、建具の補修及び内装のやり替えを行う。
　主屋の耐震補強は、煙突差筋補強、煙突小屋裏補強、ベランダ水平ブレース補強、土台補強、台輪補強、石壁補強、柱曲折補強を行う。
　付属屋の耐震補強は、煙突差筋補強、煙突小屋裏補強、煉瓦壁金物補強、開口部補強を行う。

○文化財建造物の保存修理工事の流れ
解体時に痕跡調査（既存材料や既存部材のおさまりや塗装調査）を行い、当初設計に変更等の必要があれば、委員会で検討し文化庁へ報告を行い、改修方針を決定している。

＜改修方針決定までのフロー＞
　施工部分の解体→想定していない劣化部分の発見→調査や必要な試験→劣化部分の修理方法の資料作成→庁内関係課協議→委員会で検討→結果文化庁報告→変更の内諾→補助金等計画変更提出→変更承諾→設計変更指示→施工

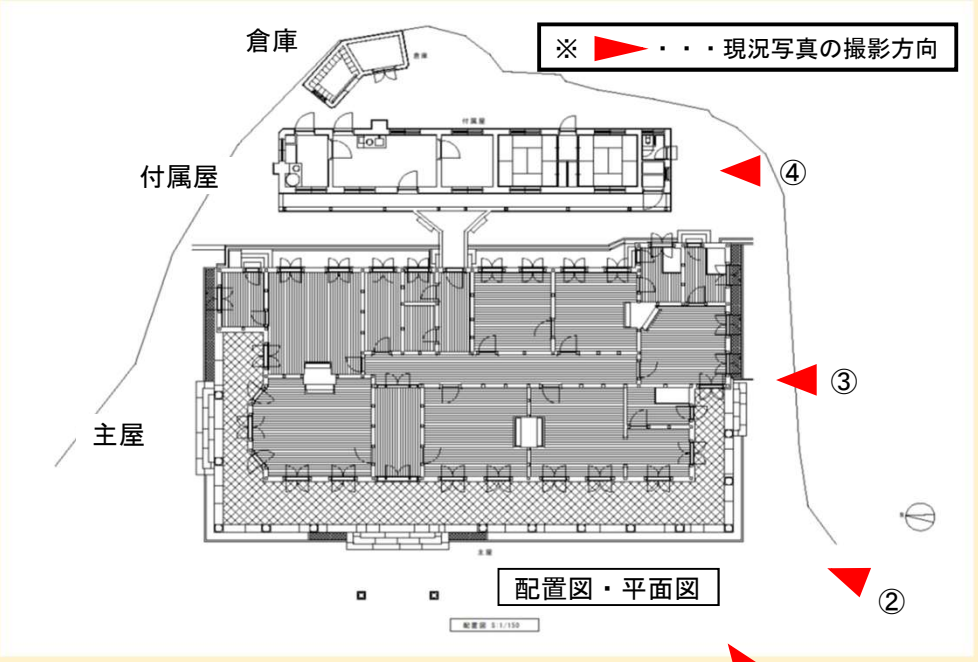

【現況写真】

①敷地外下段より

②正面

③主屋（屋根）

④付属屋（屋根）

９　増額した工事の金額と内容について

	項目	金額（円）	主な内容
主屋	①漆喰・土壁の劣化改修	３３，４６２，０００	漆喰壁塗替え　576㎡ 煙突屋根裏内モルタル補修　３箇所
	②既存石壁の改修工法の変更	２４，５３８，０００	石壁剥落防止　136箇所 石壁清掃　492㎡
	③床板貼替・小屋組材ほかの劣化改修	１７，０５９，０００	床板張替え　208㎡ 建具枠取替え補修　50箇所
	④カーペット貼替改修	１５，６５４，０００	カーペット貼替　187㎡ リノリウム　84㎡
	⑤雨水浸水に伴う排水溝の新設	１４，４７６，０００	排水溝　29m（人力暗渠溝） 鋼製雨樋　143m（軒樋・竪樋）
	足場・素屋根のリース期間延長	１５，５９９，０００	工期延長に伴うリース代の増額
	建具枠の木材腐食部取替え改修	９，３６０，０００	92箇所
	煙突煉瓦の劣化による耐震補強工事	３，９００，０００	煙突１箇所
付属屋・倉庫	⑥かまど劣化改修	１７，１５９，０００	かまど１箇所 銅製雨樋　106m（軒樋・竪樋）
	漆喰・土壁の劣化改修	７，１３２，０００	外部庇上漆喰塗替え　23m 内部漆喰塗替え　20㎡
	建具枠の木材腐食部取替え改修	２，３４０，０００	建具枠取替え　24箇所
	自動火災報知器取替えその他	２，０７３，０００	火災報知器取替え 建具枠取替え　３箇所
増額合計		１６２，７５２，０００	
入札等に伴う予算残額		▲４７，３５８，３００	
予算調整額		９７，５００	
補正額		**１１５，４９１，２００**	

□　・・・５補正内容（1）事業費の工事費補正額

①漆喰・土壁の補修
下地の竹が不足しており漆喰の接着が弱い

①漆喰の補修
雀口部分の漆喰が想定よりも劣化

②既存石壁の改修工法の変更
石の表面が剥落している

③床板貼替・小屋組材ほか改修
浸水により床板等の腐食が確認された

④カーペット貼替改修
接着剤が残っていたためカーペット及びリノリウムの張替えを行う

⑤雨水浸水に伴う排水溝の新設
雨天後は主屋裏側溝から水が溢れている

⑥かまど改修
解体調査したところ想定よりも
植物がかまど煉瓦に悪影響を与えている

10　工期延長の理由

工期延長が必要な理由

○煙突関係
→煙突煉瓦の劣化による工法の検討や文化庁等との協議による延長　**【延長：9ヶ月】**

○屋根野地関係（上記煙突補強後施工）
→野地板の劣化による補修範囲の増による施工延長**【延長：1ヶ月】**

○内部左官関係（上記屋根補修後施工）
→左官補修範囲の増による工期の延長及び施工時期の変更による養生期間の延長
【延長：2ヶ月】
→左官補修範囲の増による施工期間の延長**【延長：2ヶ月】**

※煙突の耐震補強において、鉄筋挿入口を削孔する際振動があるため、煙突の施工完了後しか、煙突廻りの板金設置ができない。そのため、煙突の施工完了後に野地板の設置を行う必要がある。また、屋根の瓦を設置した際に建物に重量がかかり、壁に負荷がかかるため、屋根施工後しか壁の左官補修が行えない。

玉突き施工

【上記延長理由により14ヶ月の工期延長】

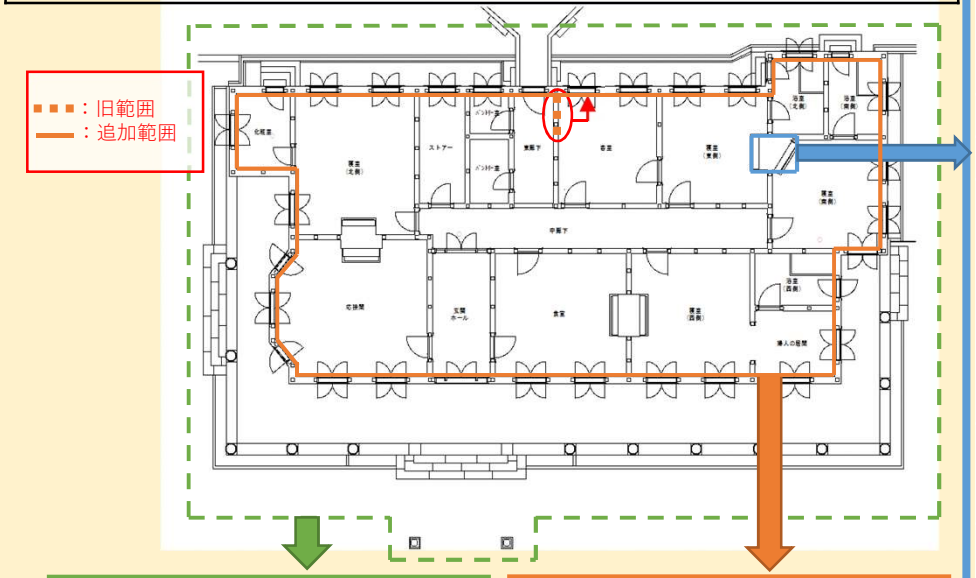

○屋根野地関係　延長：1ヶ月

⇒野地板の劣化による補修範囲の増による施工延長

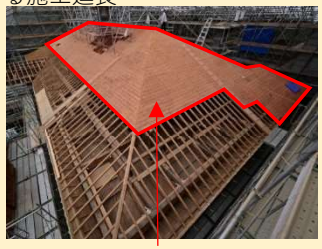

○内部左官関係　延長：4ヶ月

⇒土壁補修範囲の増による土壁施工期間の延長及び施工時期の変更による養生期間の延長

⇒漆喰補修範囲の増による漆喰施工期間の延長

○煙突関係　延長：9ヶ月

⇒煙突煉瓦の劣化による工法の検討や協議による延長

	これまでの経緯
R6年2/7	東側煙突の煉瓦削孔 →一部煉瓦崩落に伴い作業中止
3/25	委員と現地による協議・報告 （補強しても強度が確保できるか疑問が残るため、既存煉瓦の強度試験を行う必要がある）
4/23	コア抜きサンプルを採取
5/22	強度試験結果報告
7/4	委員会へ強度試験結果の報告（既存煉瓦の強度あり） 【協議結果】 ・施工時に煙突自体の転倒を防ぐため、木組による補強仮設を行い、東側煙突の鉄筋補強工事を再開する ・煉瓦の劣化対策のため、石灰ﾓﾙﾀﾙ+樹脂ﾓﾙﾀﾙ+漆喰により煉瓦の表面を保護する。
7/23	文化庁へ委員会の内容報告 施工方法の決定 →了承
8/2,8/3	受注者と煙突補強のための仮設方法協議 →受注者より修正工程案提示
8/22	文建協より仮設工事費提示 →受注者へ施工指示
9/2	補強仮設設置完了
10月	煉瓦劣化対策工事の完了（左官）
11月	東側煙突の煉瓦削孔再開

一部煉瓦崩壊状況

コア抜きサンプル採取状況

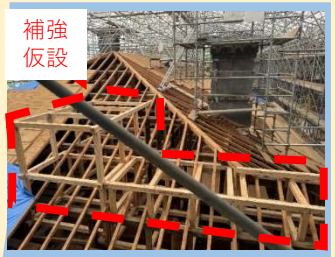

補強仮設設置状況

煉瓦劣化対策状況